別表第三の十一

⑴　都道府県分の「地域振興費」の事業費補正中の財政力係数に係る率等（第12条関係）

財政力指数区分	率等	
	A	B
財政力係数が100を超え110までのもの	8.00	−700
同上110を超え120までのもの	4.00	−260
同上120を超え130までのもの	3.00	−140
同上130を超え150までのもの	2.50	−75
同上150を超えるもの	2.00	−0

⑵　市町村分の「その他の土木費」の事業費補正中の財政力係数に係る率等（第12条関係）

係数区分	率等	
	A	B
財政力係数が100を超え500までのもの	1.09	−9
同上500を超え1,000までのもの	1.25	−89
同上1,000を超え1,500までのもの	1.47	−309
同上1,500を超え2,000までのもの	1.61	−519
同上2,000を超え2,500までのもの	1.88	−1,059
同上2,500を超え3,000までのもの	1.98	−1,309
同上3,000を超え3,500までのもの	2.53	−2,959
同上3,500を超え4,000までのもの	2.67	−3,449
同上4,000を超え4,500までのもの	3.54	−6,929
同上4,500を超えるもの	2.00	1

別表第三の十二　削除

別表第三の十三

市町村分の「小学校費」、「中学校費」及び「清掃費」の立替施行に係る乗率（第12条関係）

経費の種類	区分		乗率
小学校費及び中学校費	校舎及び屋体等	昭和51年度から昭和54年度までの各年度、平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	11.5
		昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.1
		昭和58年度及び平成14年度から平成29年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.25

別表第三の十一

⑴　都道府県分の「地域振興費」の事業費補正中の財政力係数に係る率等（第12条関係）

財政力指数区分	率等	
	A	B
財政力係数が100を超え110までのもの	8.00	−700
同上110を超え120までのもの	4.00	−260
同上120を超え130までのもの	3.00	−140
同上130を超え150までのもの	2.50	−75
同上150を超えるもの	2.00	−0

⑵　市町村分の「その他の土木費」の事業費補正中の財政力係数に係る率等（第12条関係）

係数区分	率等	
	A	B
財政力係数が100を超え500までのもの	1.09	−9
同上500を超え1,000までのもの	1.25	−89
同上1,000を超え1,500までのもの	1.47	−309
同上1,500を超え2,000までのもの	1.61	−519
同上2,000を超え2,500までのもの	1.88	−1,059
同上2,500を超え3,000までのもの	1.98	−1,309
同上3,000を超え3,500までのもの	2.53	−2,959
同上3,500を超え4,000までのもの	2.67	−3,449
同上4,000を超え4,500までのもの	3.54	−6,929
同上4,500を超えるもの	2.00	1

別表第三の十二　削除

別表第三の十三

市町村分の「小学校費」、「中学校費」及び「清掃費」の立替施行に係る乗率（第12条関係）

経費の種類	区分		乗率
小学校費及び中学校費	校舎及び屋体等	昭和51年度から昭和54年度までの各年度、平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	11.5
		昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.1
		昭和58年度及び平成14年度から平成28年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.25